

## (一般質問)

質問日	令和5年12月4日(月)			質問方式	分割方式		
質問順位	9	会派名	浜松市政向上委員会	議席番号	2	氏名	鈴木 恵
表 題	質 問 内 容						答弁者の職名
1 ケアラー支援について	<p>&lt;テーマ&gt;複雑で、多様で、複合的な課題に向き合う</p> <p>市長の公約に「ヤングケアラーを含めたすべてのケアラーに対する支援の充実を図ります」とあり、市長のケアラー支援施策に期待をしている。ヤングケアラー以外に、老々介護、ダブルケアラー、認知症を介護するケアラー、障がい児者を介護するケアラー、きょうだいケアラー、8050問題など、最近では、仕事と介護を両立するビジネスケアラーという言葉も出てきていて、ケアラー支援の充実が求められている。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) ケアラー支援に対する市長の思いを伺う。</p> <p>(2) ケアラー支援では、相談支援の充実は重要であるが、ケアラーに寄り添ったサポートも必要である。具体的なケアラー支援施策として、どのようなことを考えているのか伺う。</p>						中野市長 鈴木健康福祉部長
2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律への対応について	<p>令和6年4月1日から、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行される。コロナ禍で、もともとあった男女間や非正規雇用などの格差による困窮が顕在化してきている。女性が抱える困難が複雑・多様化かつ複合的なものとなっていて、DV、虐待、性被害、障害、生活困窮など多岐にわたり、制度のはざまにある課題もある。特に若年女性に関しては、SNSを入口とした性被害、JKビジネス問題、性搾取被害、居場所の喪失など、課題が多い。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 法律の施行に合わせて、本市としてどのように対応していくか伺う。</p> <p>(2) これまで支援が届きにくかった若年女性の支援について、どのように考えていくか伺う。</p> <p>(3) 婦人相談員の待遇改善と拡充については、どのように考えているか伺う。</p>						新谷市民部長 吉積こども家庭部長 "
3 困難を抱えた子どもたちの中学卒業後の継続的支援について	<p>少子化が進んできているが、不登校生や発達障がいの児童・生徒は年々増えてきている。また、虐待、貧困、ヤングケアラー、LGBTQといった困難を抱えている子どもたちの存在についても言われるようになってきた。中学までの義務教育を終え、多くの子が高校に進んでいくが、その先の支援が途切れてしまう現状がある。</p>						

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
	<p>昨年、市民団体と一緒に県内の高校を調査した結果、生徒や保護者の90%は担任には相談するが、外部機関への相談には繋がらない結果となった。近年は、困難を抱えた子どもたちが私立通信制高校へ進学するケースが増えてきている。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 戦略計画2024の基本方針に、浜松市若者相談支援窓口「わかば」の体制強化が示されているが、どのような体制にしていく考えか伺う。また、高校、特に私立通信制高校との連携について、どのように考えているのか伺う。</p> <p>(2) 困難を抱えた生徒が、中学を卒業後、高校、特に私立通信制高校に進学した後も、切れ目のない見守り支援をするために、保護者の了解を得た上で中学から高校へ情報提供できる仕組みづくりや、卒業時に保護者等に支援機関を提示するようにできないか伺う。また、中学校教員への外部支援機関についての認知を進める研修をする考えはないか伺う。</p>	<p>吉積こども家庭部長</p> <p>宮崎教育長</p>
<p>4 教育現場での香害をはじめとする化学物質過敏症への対応について</p>	<p>教室には生徒が使っている柔軟剤、制汗スプレー、トイレには芳香剤など、教育現場には様々なにおい（香害）、化学物質が充満している。香害をはじめとする化学物質過敏症から子どもたちを守るために一定の対策を取る必要がある。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 現在、「健康調査票」に化学物質過敏症と記載できるようになり、学校側が対応できるようにはなってきた。しかし、他の保護者のさらなる理解も必要である。香害をはじめとする化学物質過敏症の周知と予防のために、ウェブでの保護者へのアンケート調査を行う考えはないか伺う。</p> <p>(2) 給食配膳時に使用する白衣の柔軟剤の臭いによって、心身に影響が出ている子どもや保護者がいる。給食白衣の対応の現状と、今後どのような対応をしていくか伺う。</p>	<p>奥家学校教育部長</p>
<p>5 放課後児童会について</p>	<p>令和6年度から、民間事業者への放課後児童会の業務委託化が本格的に始まるに当たり、新たな委託先が決定したと聞く。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) モニタリングや立入検査の体制について</p> <p>「放課後児童クラブ運営指針」に則って、適切な運営をしているかどうかというモニタリングは今後さらに重要になってくる。しかし、現状は不十分である。定期的な立入検査の実施を含めて、児童会、委託先へのモニ</p>	<p>奥家学校教育部長</p>

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
<p>6 プロポーザル方式の業務委託について</p>	<p>タリングをどのようにしていくのか伺う。</p> <p>(2) 支援員等の待遇について        今回、委託事業者が変更になった児童会では、新たな雇用となるため、支援員の有給休暇はゼロのスタートとなり、これまでついていたボーナスも1年目はつかないとの説明があったと聞く。3年後の入札で、事業者が変更になると、同じようなことが起きることが予想される。これでは、支援員の経験に基づいた待遇にはならない。この点について、どのように考えるか伺う。</p> <p>(3) 民間参入について        戦略計画2024の基本方針に、放課後児童会の待機児童解消に向けて、民間参入による定員拡充やサービスの充実を図るとあるが、具体的にどのように考えているのか。放課後児童健全育成事業に参入している令和4年度の放課後児童クラブ民間事業者はゼロであり、類似放課後児童クラブは8か所である。これは補助金が少ないことが理由と考えられる。これでは、やる気のある事業者が進出できない。補助金額の見直しをする考えはないか伺う。</p> <p>プロポーザル方式の業務委託結果については、業務委託一者特命随意契約結果一覧に、契約相手先等は掲載されてはいるものの、公表内容が不十分ではないか。積極的に情報開示する考えはないか伺う。</p>	<p>石切山財務部長</p>